

第7回安佐市民病院跡地活用推進協議会 議事録

1 日 時 令和元年9月12日(木) 午後2時30分～午後4時00分

2 場 所 安佐北区地域福祉センター6階 大会議室

3 出席者(五十音順(市職員を除く)、敬称略)

大 島 正 彦(可部地域町内会自治会連絡協議会幹事)
土 井 澄 男(安佐北区コミュニティ交流協議会副会長)
西 田 征 義(安佐北区コミュニティ交流協議会元副会長)
坊 聰 彦(可部地域町内会自治会連絡協議会会長)
松 井 修(可部地域町内会自治会連絡協議会幹事)
山 本 忠 義(安佐北区コミュニティ交流協議会会長)
重 水 靖 彦(広島市企画総務局地域活性化調整部長)
前 田 育 子(広島市安佐北区役所副区長)

4 議 事

- (1) サウンディング調査(対話型市場調査)中間報告
- (2) サウンディング調査ヒアリング項目について
- (3) 地域開放スペースの配置について

5 議事内容 以下のとおり。

< 開 会 >

大 島 座 長 定刻となりましたので、只今から第7回安佐市民病院跡地活用推進協議会を開催いたします。皆様方にはご多用の中、また、残暑の厳しい中、ところによっては、敬老会で多忙な中を集まっておられましたことありがとうございます。

また、議員の先生方も集まっておられました。ありがとうございます。

本日は中平委員と佐々木委員がお休みとなりますので、このメンバーで実施していきたいと思っております。

本日は、現在実施しております南館の跡地における、教育機関に対してのサウンディング調査について事務局から中間報告を受けました。

次に、10月当初に予定しております対話の聞き取り内容について、皆さんから意見をお願いしたいと思います。

その後、北館の開放スペースについて現時点の設計内容について説明を受けたいと思っております。皆さんの活発な意見をお願いいたします。

その前に、安佐市民病院跡地活用の全体の概要につきまして事務局から説明をお願いしまして、議事に入りたいと思っておりますので事務局よろしくをお願いいたします。

事 務 局 (参考資料1により「安佐市民病院活用方針全体概要」説明)
(地域活性推進課)

大 島 座 長 ありがとうございます。今、説明いただいたのが、今後議論を進めていく上で大事なこととなります。節々で思い出していただいて、こういう方向が基本であるということを確認しながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは最初の議事であり、サウンディング調査中間報告について事務局から説明をよろしくお願いたします。

事 務 局 (資料1により「サウンディング調査(対話型市場調査)中間報告」説明)
(地域活性推進課)

大 島 座 長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見ご質問がありましたらお願いたします。

坊 委 員 参加事業者の業種も様々だろうと思いますが、活用方針で我々の一番想定している医療・福祉系の教育機関が本当に10月からの対話に参加するののかということが一番心配です。また、活用希望面積も全部を想定しているのか、あるいは一部だけでよいというのか、それによって跡地の活用方針もだいぶ変わってくるのではないかとということも危惧しております。今後の対話次第のことではありますが、現時点で想定される今後の進め方について、事務局の考え方を聞かせていただければと思います。

事 務 局 対話の結果については、坊委員の方からもありましたとおり、いくつかパターンを分けて考えることができていると思っています。まず、対話への参加者が、医療・福祉系なのか、あるいは、それ以外の教育機関なのか、これがまず一点目です。次に、活用希望範囲が全体なのか一部なのか、というのが二点目です。それから、参加者がいなかった場合。こうしたケースが考えられるのではないかと考えております。

参加者が医療・福祉系の教育機関であり、敷地全体を活用したいということであれば、これは一番良いパターンで、予定通り公募に向けて準備を進めていけば良いと考えております。

同じく、参加者が医療・福祉系の教育機関だが、敷地の一部しか使用する予定がないということになれば、どの程度の面積なら許容できるのか、残った部分についてはどう活用していけばよいのか、というところを協議会として検討しなければならないと考えています。

次に、参加者が医療・福祉系以外の場合ですが、この場合はその学部・学科の内容が、跡地の活用として許容できるものなのかについて検討する必要があると思います。

さらに医療・福祉系以外の教育機関が活用を希望する範囲が、敷地の一部だった場合は、先ほどと同様に、残った部分をどうするのかという問題が出てくると思います。

最後に、参加者が全くいなかった場合ですが、この場合は、今定めております活用方針そのものを変更していかなければならなくなりますので、このことについて検討をしていく必要があります。

このようにいくつかのパターンが考えられますが、状況によっては重たい議論をしなければならないケースが出てくると考えています。以上です。

松 井 委 員 現地案内・説明会への参加者の4者は、県内事業者ですか。大阪、東京等の大手の事業者ですか。

事 務 局 事業者名については、申し上げることはできませんが、教育機関、福祉関係事業者については、県内の事業者であります。不動産開発事業者については、全国区の事業者です。

坊 委 員 先ほどご回答いただいた内容のうち、参加者がいない場合についてですが、その場合は、本日の冒頭で説明いただいた基本方針の4つの項目の中の1つである「医療・福祉系等の教育機関」についての根本的な見直しを、協議会の場で行うという考え方で良かったでしょうか。

事 務 局 (地域活性推進課) はい。教育機関の参加者がなかった場合は、本協議会において方針見直しに係る検討が必要だと考えています。

松 井 委 員 対話への申込期限が9月25日ということですが、現地案内・説明会への参加者4者から対話への参加者は増えそうですか。

事 務 局 (地域活性推進課) 現時点では、何とも言えません。

大 島 座 長 厳しい状況かもしれませんが、先般、現地案内・説明会が新聞にも掲載され、住民の方も関心を寄せています。

坊委員からの質問への事務局からの回答では、参加者がいなかった場合も想定されていましたが、そのようなことがないようによろしく願いいたします。

事 務 局 (地域活性推進課) こういった公共施設の跡地を専門に扱うサイトや、専門学校等の教育機関を専門にするサイトに掲載などして、情報発信をしているので、我々としては期待をして待ちたいと思っています。

西 田 委 員 申込期限に参加者がなかった場合に、例えば二次募集や三次募集という方法を探られるのでしょうか。対話への申し込みがなかった際に、すぐに方針を変えようと議論に入ることには疑問があります。

事 務 局 (地域活性推進課) 現在は、二次募集や三次募集の予定はありませんが、状況によっては検討が必要かもしれません。ただし、参加者がいないまま募集を続けることによって、跡地活用が遅れることが一番問題だと思いますので、早い段階で方針変更についての議論を行い、次に進めることも必要だと考えています。

坊 委 員 どのような形であれば参加しやすいかといったことは、現地案内・説明会の際には聞いていませんか。

事 務 局 (地域活性推進課) 現地案内・説明会では質疑もなく、感触は探れていません。

大 島 座 長 委員の皆様からいろいろ意見をいただきましたので、これを踏まえて、対話後の検討に進みたいと思います。委員の皆様には、現在の方針どおり活用が進むようにご協力をお願いいたします。

それでは、二つ目の議事である、サウンディング調査ヒアリング項目について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (地域活性推進課) (資料2により「サウンディング調査ヒアリング項目について」説明)

大 島 座 長 只今事務局からサウンディング調査のヒアリング項目について説明がありました。皆様方何かご意見等ありましたらお願いいたします。

山 本 委 員 ここに進出する事がどれほど業者にとってメリットのあるのか、ある程度市として

打ち出すべきではないでしょうか。何も無くただ参加者の意見を聞くだけでは、ここへ進出したいという意欲が少なくなってしまうのではないかと思います。そのところ何か考えておられますか。

事務局 (地域活性推進課) 対話の際には、これまでの検討経緯等はお話ししたいと思いますし、本協議会をはじめ、地域として、市として、どのように進めていこうと考えているか説明をしたいと思います。それから、進出してくる事業者がどれくらい地域貢献をするかによって、売払い料又は貸付料それぞれ減額になる可能性がありますので、その点についても説明をしていきたいと考えています。

山本委員 事業者の方を何か惹きつけるようなものを考えていったらいいのではないかと思います。

事務局 (地域活性推進課) ありがとうございます。参考にいたします。

坊委員 土地を売払ったら相手方の土地になります。その場合、売却した後に、最初に提示した条件で縛り続けることはできるのでしょうか。例えば、教育機関が福祉施設と共同で進出したり、教育機関と名をつけておきながら、実際は福祉系の施設だったということも考えられます。先ほどの事務局のお話の中で、どの様な条件であれば参加しやすいかということは対話の中で聞いてみたいという話でしたが、そういった可能性について対話で確認したり、そういったことがないようにできるのでしょうか。

事務局 (地域活性推進課) 教育機関というのは公募の要件になりますし、その後に基本協定を結ぶ際にも、そういった項目を盛り込んで担保するようになって考えています。しかし、坊委員のご質問は、当初は教育機関として協定締結や契約、運営開始をしても、途中で用途が変わった場合はどうなるのかというお話ですね。

坊委員 教育機関として参入しても、運営していくうちに中身が変わっていく可能性もあるので、事業者の進出しやすさを考慮し、条件の中で最初からそれを認めるのか、教育機関を押し通していくのか、または、その後、一旦事業者が決まってしまうと、多少は臨機応変に対応するのか、その辺はどうなのでしょう。

事務局 (地域活性推進課) 対話の際に、事業をする上で教育機関として学校の運営をするが、後々には他の事業も考えているとか、教育機関と別のものをセットにして展開することも考えていてその方が進出しやすいという意見が出てきた場合は、その内容についても当然この場でもお伝えした上で、議論していただいて、公募要件として学校だけでなく別の施設を展開していくことについて、許容するのかどうか決めさせてもらいたいと思います。

坊委員 若者が集まるような施設にしたい、というのが活用方針の基本だったと思うのですが、結局学生は集まらず教育機関として成り立たなかった場合、隣には北館に病院施設もあるし、福祉施設の方が結果的にはいいものになるという遠い将来像を見越して入ってこれたら、当初の方針から外れてしまうことになるので、そうならないようにチェックしておかないといけないという私の意見です。

事務局 (地域活性推進課) 分かりました。おっしゃられるように、そもそも若い人が集まるようにという基本の方針がありますので、そこはしっかり踏まえていく必要があると思います。

松井委員 繰り返しになりますが、市として公募の要件を確固たるしっかりしたものにしな
ないといけないと思います。対話により進出しやすい条件を検討するのも良いのですが、
大前提は確保しておいておかないといけないと思います。ここで語るよりは、市の方
針もしっかりしておいてもらいたい。購入の基本額、賃貸の基本額というのはあるが、
進出しやすいように希望額で行きましょうというのはおかしいと思います。市として
1㎡当たりいくらで考えているというのはあるんでしょう。

事務局 (地域活性推進課) もちろん土地を売却する場合、貸す場合には市の一定の基準がございますので、対
話の際にはお示しします。また、地域貢献によっては減額も検討していますので、そ
のことについても話をしていきます。ただし、面積が広く、それなりの金額になりま
すので、しっかりと事業者の方にも伝えて判断していただく必要があります。

松井委員 もう一点、多目的広場の4,000㎡は北館と連携できる位置で良いのですが、進出事
業者にとっては残りの14,500㎡は変形しているため、使いにくいと考えるかもしれ
ない。その場合に、進出しやすいように多目的広場を南側に持ってくるということは
考えられるのでしょうか。それはないと思うのですが。

事務局 (地域活性推進課) 基本的には、多目的広場は北館と連携して活用を図っていくものなので、この位置
で考えています。

重水委員 まずは、サウンディング調査に業者が参加しないと次に進めません。先ほどの山本
委員のご意見は、業者がより参加しやすいように工夫してはどうかということでした
ので、事務局として、取り組めるところは取り組み、1者でも多く対話に参加いた
だけるようにしていただきたいと思います。

また、西田委員からご提案がありました、二次募集の件については、確かにその手
法もあるなと思いました。ただし、事務局から説明があったとおり、その後のスケジ
ュールのことも考えないといけません。跡地については、切れ目なく活用するという
ことが大命題であり、実現に向けて検討する必要があります。

なお、現地案内・説明会に参加された不動産開発業者は、全国規模の事業者であり、
進出の可能性がある顧客と対話に参加していただけるのではないかと期待していま
す。

もし、対話への参加者がいなかった場合は、現地案内・説明会に参加された業者に、
対話に不参加だった理由をヒアリングし、二次募集を行うかの検討材料にするのがよ
いのではないかと思います。

どちらにしても、非常に重たい判断を求められることになることが想定されます。

西田委員 対話への参加者がいないことはないとは思いますが、その結果のまとめが11月下旬
では遅いのではないかと思います。その後に検討する内容もいろいろあるので、早く
次に進みたいという気持ちがあります。

土井委員 現地案内・説明会に参加された4者が対話に参加されるのか、また、他の事業者は
参加されるのか心配しています。跡地に若者が集まるという、協議会として求めてい
るとおりになってほしいと思いますし、事業者が来られたら我々も応援しなければな
らないと考えています。

前田委員 坊委員からもあったとおり、教育機関として事業を開始しても、事業者の財政事情
などにより、その後に他の施設になり、協議会で検討したコンセプトから外れるとい
うことがないように、基準をしっかり定めて進めていくべきだと思います。

また、スケジュールについても、事務局は大変だと思いますが、今回の対話の感触

を踏まえて、次の展開を検討するのがよいと思います。

大 島 座 長 いろいろな意見がありましたが、サウンディング調査のヒアリングについては、事務局は委員の意見を踏まえた形でお願いします。

事 務 局 本番の対話は、本日の意見を踏まえた形で行います。
(地域活性推進課) また、スケジュールについては、10月1日から4日に対話を行い、その後11月下旬の結果公表予定となっており、この期間が長いので、急いだほうがよいという意見がありましたが、今、早めることができるかはわかりませんが、内容については、対話終了後にまた協議会の場で報告を行い、その後の検討を行いたいと思います。

大 島 座 長 よろしく願いいたします。
それでは、最後の議事になりますが、「地域開放スペースの配置について」事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 (資料3により「地域開放スペースの配置について」説明)
(市立病院機構)

大 島 座 長 ありがとうございます。
ただ今の事務局からの説明について、御質問などありますか。

坊 委 員 子育て支援施設は、市の職員が配置されるのでしょうか。民生委員・児童委員も関わる施設になるのでしょうか。

事 務 局 公募により事業者を決定し、委託することになります。
(地域活性推進課)

重 水 委 員 ただ今の事務局の説明を補足します。子育て支援施設のイメージは、高陽のフジグランにある「すずらんひろば高陽」が近いと思います。安佐北区内には、他に、地域福祉センターで実施している「スマイルあさきた」がありますが、こちらは、市が直営で行っている施設で、市職員が常駐しているものです。活用方針で想定しているのは、「すずらんひろば高陽」と同様の形態のものです。

坊 委 員 わかりました。
「スマイルあさきた」と同じ運営方法の場合は、民生委員・児童委員は誰が行くのかといったことや、委員の負担が増えるという課題があるため質問しました。

大 島 座 長 設計については、大きな変更はないでしょうから、このまま進めていただければと思います。

北館については、機能や運用方法などの中身については今後議論が必要ですが、建築確認申請手続きなど期限があるため、これまで詰めて話してきました。しかし、南館の跡地が主要な部分になりますので、今後はこちらについても、もっと議論を進めていく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

議事としてはここまでですが、せっかくの機会ですので、新しい病院の全体像など、ここで説明を受けたいと思います。

事 務 局 (広島市立北部医療センター安佐市民病院の新築工事状況について説明)
(市立病院機構)

大 島 座 長 ありがとうございます。
ただいまの説明について、ご質問などがあればお願いします。

山 本 委 員 名称についてですが、正式にはどのようなになるのでしょうか。

事 務 局 「広島市立北部医療センター安佐市民病院」を病院名にすることにしていますが、
(市立病院機構) 手続きとして市立病院機構の定款変更をする必要があります、定款に記載した後に正式名称になります。

「新安佐市民病院(仮称)」は、病院名が決まっていなかった設計の契約時から継続して使用しており、工事契約においても引き続き使用しています。

大 畠 座 長 ありがとうございます。
事務局から連絡事項などあればお願いします。

事 務 局 次回の協議会は、サウンディング調査の対話後になります。その状況によっては、
(地域活性推進課) 今後時間を要する検討事項が出てくることが予想されますので、引き続き委員の皆様、よろしく願いいたします。

大 畠 座 長 それでは、長時間に渡りご議論いただきありがとうございました。
これもちまして、第7回安佐市民病院跡地活用推進協議会を閉会いたします。

< 開 会 >